

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 2 号

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市小児医療費給付条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（医療費の支払） 第 3 条 条例第 9 条に規定する医療費の給付に係る審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託して行うものとする。	（医療費の支払） 第 3 条 条例第 9 条に規定する医療費の給付に係る審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金岡山支部</u>に委託して行うものとする。

附 則
この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。